

第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

第1章
CHAPTER 1



第1節

警察の組織

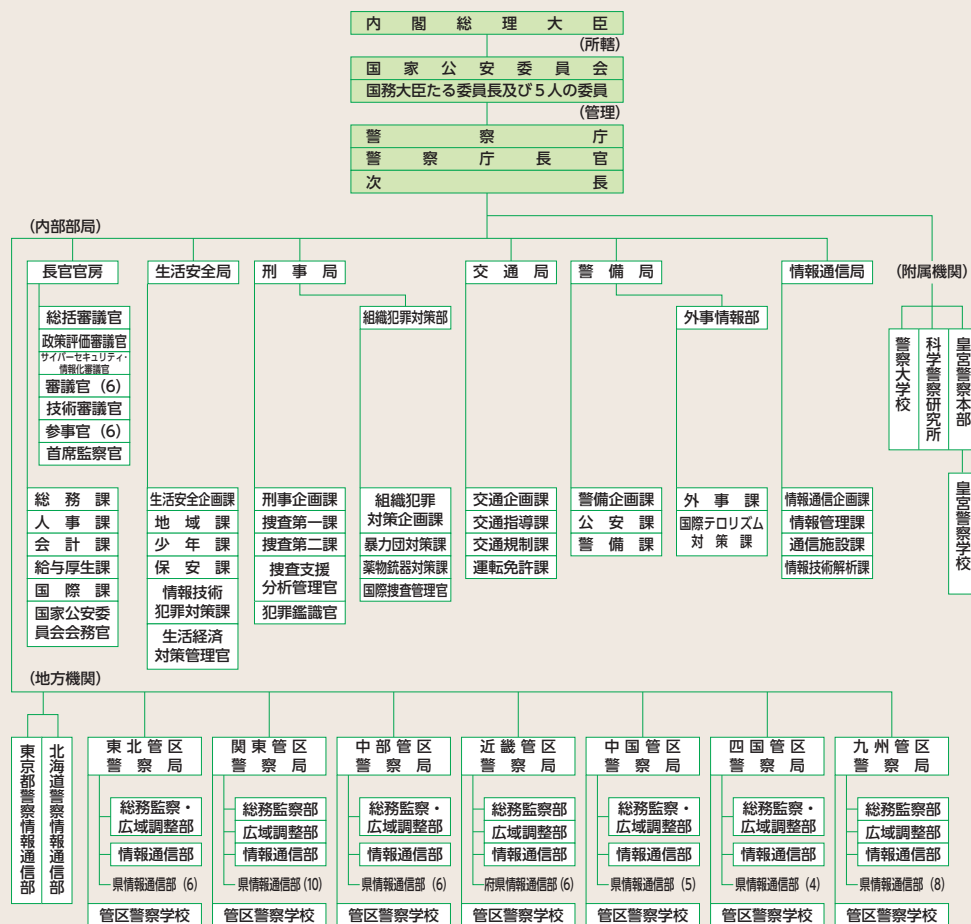
(1) 公安委員会制度

公安委員会は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

(2) 国の警察組織

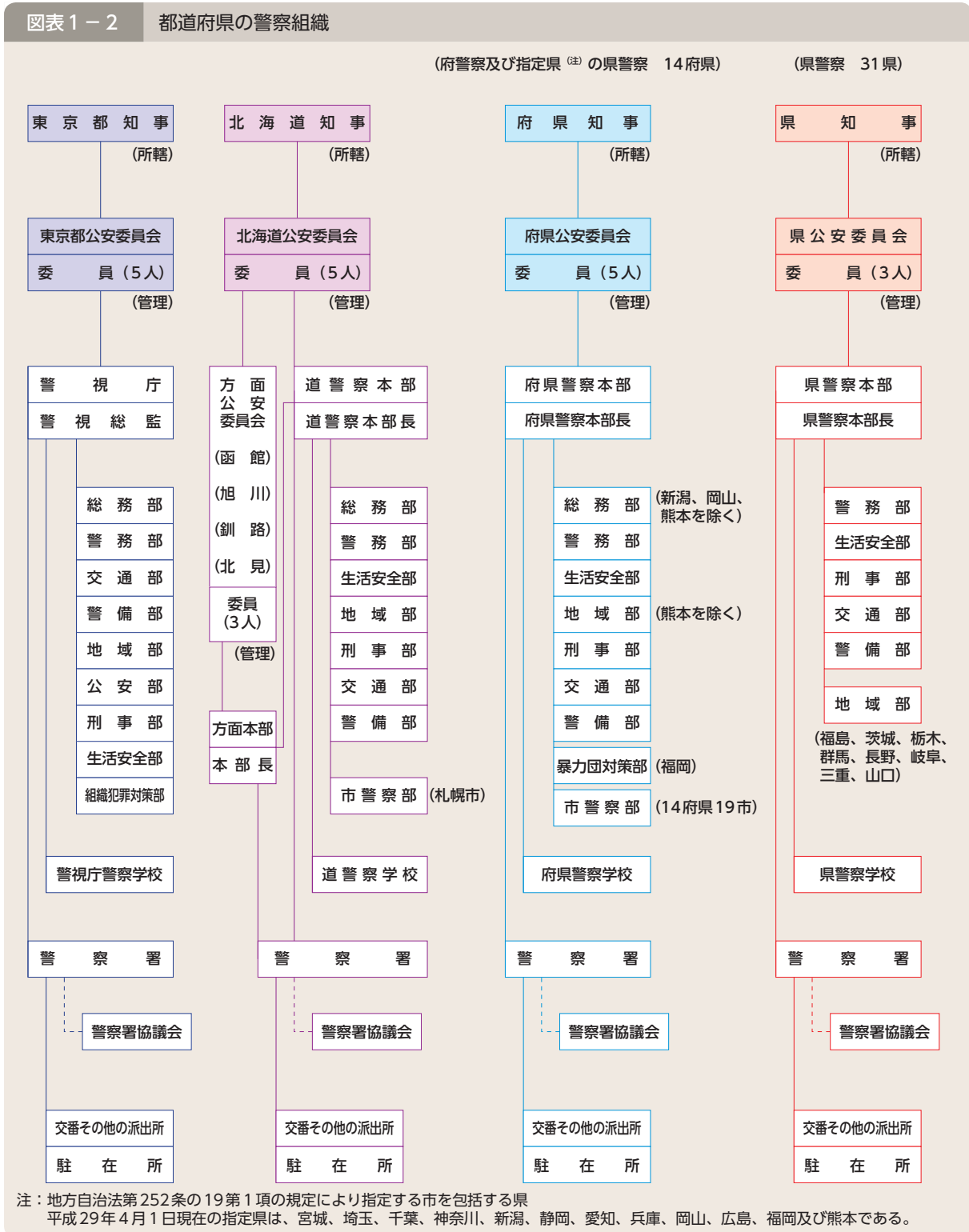
執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

図表1-1 国の警察組織（平成29年度）



(3) 都道府県の警察組織

平成29年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,163の警察署が置かれている。



第2節

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（平成29年6月1日現在）

委員長	松本純	国務大臣、衆議院議員
委員	奥野知秀	元会社役員
委員	川本裕子	大学教授
委員	北島信一	元外交官
委員	木村恵司	会社役員
委員	安藤裕子	元裁判官

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警務官^(注1)の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察庁が担う警察制度の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。



国家公安委員会の定例会議

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト^(注2)で紹介している。

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

注2：<https://www.npsc.go.jp/>

事例

Case

平成28年9月、国家公安委員会委員長は、千葉県を訪れ、成田国際空港の警戒警備状況を視察した。



成田国際空港の警戒警備状況を視察する国家公安委員会委員長

事例

Case

28年12月、国家公安委員会委員は、富山県を訪れ、山岳警備隊及び警察航空隊の概況説明を受けるとともに、両隊員と意見交換を行った。



山岳警備隊及び警察航空隊の概況説明を受ける国家公安委員会委員

事例

Case

28年6月、国家公安委員会委員は、秋田県を訪れ、高齢者安全・安心アドバイザー^(注)の高齢者宅の訪問に同行し、同アドバイザーの活動状況を視察した。



高齢者安全・安心アドバイザーの活動状況を視察する国家公安委員会委員

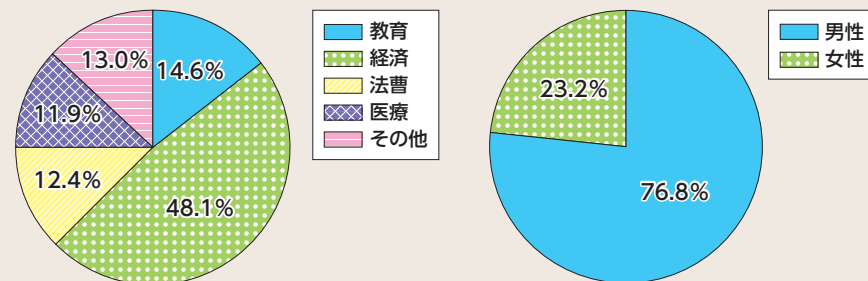
(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。

ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（平成28年12月31日現在）



注：警察署から委嘱を受け、高齢者に対し、交通事故防止や特殊詐欺等の犯罪被害防止に関する情報提供や助言活動に従事している。

② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。



滋賀県公安委員会のウェブサイト

都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。

事例 Case

平成28年10月、静岡県公安委員会委員は、機動捜査隊を訪れ、女性隊員による不審者制圧訓練を視察するとともに、女性隊員と意見交換を行い、隊員を激励した。



不審者制圧訓練を視察する静岡県公安委員会委員

事例 Case

28年5月、熊本県公安委員会委員は、平成28年熊本地震において甚大な被害が発生した地域を視察するとともに、避難所で活動する「警視庁きずな隊」^(注)を激励した。



警視庁きずな隊の隊員を激励する熊本県公安委員会委員

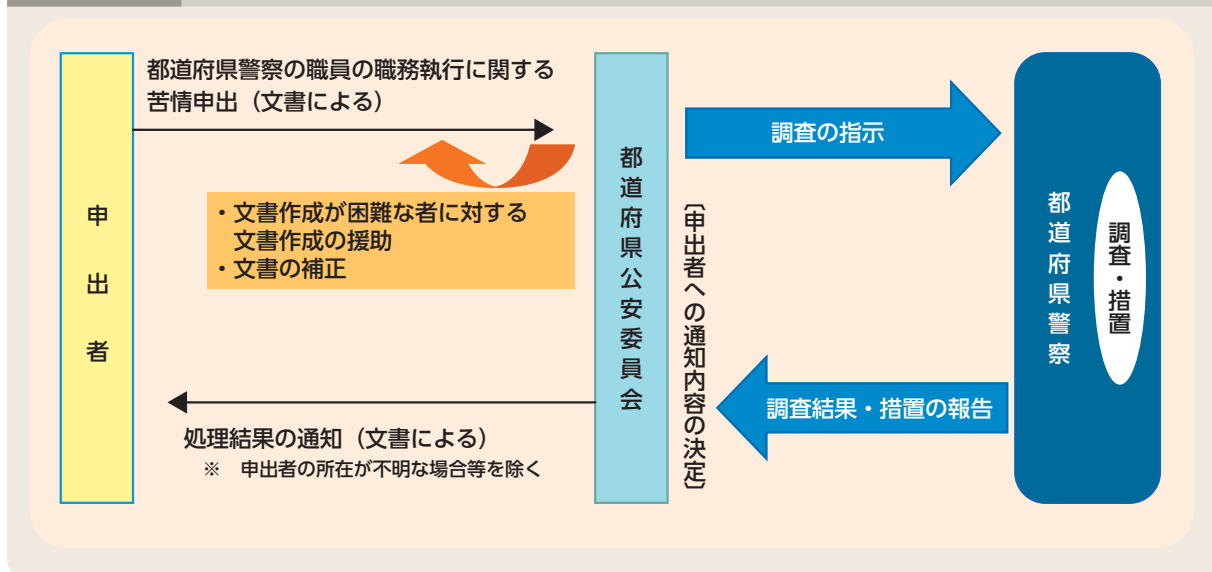
(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。平成28年中は、全国の都道府県公安委員会において965件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなどの対応を行っている。

注：28年4月から同年5月にかけて警視庁から派遣され、避難所において、被災者に対する防犯指導や相談対応等の活動を行った部隊

図表1-5 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

（4）公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。平成28年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、交通事故防止対策、ワークライフバランス及び女性の活躍の推進、非違事案防止対策等について意見交換を行った。

また、28年中は、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計13回開催され、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換が行われたほか、都道府県公安委員会相互間の意見交換が行われた。



全国公安委員会連絡会議

事例

Case

28年2月、埼玉県、東京都、千葉県及び神奈川県
の公安委員会委員が、千葉県において、各都県の公安
委員会の管理機能の充実・強化に向けた取組について
意見交換を行い、情報共有を図った。



4都県公安委員会委員による意見交換

公安委員の声

教えることの難しさ

神奈川県公安委員会委員長

はた しんじ
羽田 慎司

委員就任 平成25年7月26日

委員長就任 平成28年7月26日

私は普段から、「有事の際に一枚岩になれる組織の団結力」は、警察の良き伝統であり、現在も、日々の業務を通じて引き継がれているものと感じています。職員の大量退職期が到来し、当県では採用後4年未満の若手警察官が全体の2割に迫るなど、執行体制が変化している中で、私は、職場での上司や先輩からの指導・教養は大切なことだと思っています。

ベテラン警察官は、事件・事故や相談等に休む間もなく対応しながら、並行して部下を指導しなければならず、自分の経験を十分に伝えるのが困難であると感じることが多いと思います。その際、言葉が投げやりになったり、「なぜこんなことが分からないのか」と、厳しい口調になってしまうこともあるかもしれません。



私も経験したことですが、自分ができない、よく理解していないから部下に対して分かりやすく教えられないのではなく、『教えることの難しさ』があるのだと思います。「教える」ためには、仕事に対する自分自身の向き合い方、目線の置き方、一人の人間として向上する力、いわゆる『人間力』が不足してはいけないと思います。そして、『人間力』を高めるには、経験を多く積み、人の話をよく聞き、誠実に対応することが大切であり、それらの積み重ねが良好な人間関係を築き、「教える」関係が作り上げられると考えています。

執行体制の変化の中で、自信にあふれ、明るく元気な姿で街頭に立つ若い警察官を育てていくためにも、職員一人一人が、『人間力』を高め、「どんなことでも打ち明けられる」上司や先輩になってくれることを期待するとともに、警察組織の良き伝統を受け継いでいってほしいと思います。

福島からの感謝～ウルトラ警察隊の活躍～

福島県公安委員会委員長

しげさ かつゆき
渋佐 克之

委員就任 平成22年10月18日

委員長就任 平成27年7月17日

平成23年3月11日、東日本大震災が発生しました。4月下旬に被災地の視察激励に赴きましたが、津波の爪痕も生々しい凄惨な光景と共に、避難指示区域にも果敢に立ち入り、防護服姿で行方不明者の捜索に当たる警察官の姿が今でも脳裏に鮮明に焼き付いています。

24年には、全国から特別出向者が入県され、当県の治安維持に当たるために組織されたウルトラ警察隊が発足しました。私も多くの出向者の方々と言葉を交わす機会を得ましたが、全国から志願して来県される出向者の皆さんは、並み外れて士気が高く、優秀な方が多いと実感しています。主に被災地や避難者の安全安心の確保を担当する復興支援係として被災地の仮設住宅訪問や巡回連絡、街頭活動等に従事しながら、犯罪の検挙や交通指導取締り、毎月11日に行われる沿岸部の特別捜索にも積極的に参加していただき、多くの成果を上げていただきました。仮設住宅の訪問時には、楽器の演奏や腹話術等で被災者を励ましたり、県内で猛威を振るっている特殊詐欺の被害防止のための寸劇等を企画上演したりするなど、様々な形で本県の復興を治安面から支える活動に貢献して下さいました。遠くの地からはるばる福島県のためにやって来たウルトラ警察隊の支援のおかげで、被災地の住民も安心して生活できているのではないかと思います。



28年度も、103名の特別出向者が新たに入県され、様々な活動に従事していただくこととなりましたが、入県された皆さんに心からの感謝と歓迎の意を表するとともに、快く送り出して下さった各都道府県公安委員会及び各都道府県警察の皆様へ、この場を借りて心より感謝申し上げます。引き続き、ウルトラ警察隊の活躍を心から願っております。